

## ヘルパー輸送に関する留意点（準備すべきもの）

- 安全な運転のための確認表（点呼記録）の「特記事項」欄には、必要に応じ、運転者から得た運行に関する情報等を記載します。
- 乗務記録の「収受した対価」の欄には、旅客自動車運送事業者の届け出た運賃及び料金による額を記入します。
  - ※ 介護報酬で得る金額の全て（10割）を計上するものではありません。
- 乗務員台帳にも記載すべき事項、「特別な指導」及び「適正診断」の受診については、別添を参照のうえ行って下さい。

なお、特別な指導及び適正診断の受診を要する時期、該当者は次のとおりです。

  - ①死亡又は重傷者を生じた事故を起こしたとき ⇒ 該当するドライバー
  - ②初めて運転者（乗務員）となったとき ⇒ 新任ドライバー全員
  - ③運転者（乗務員）が65才以上となったとき ⇒ 該当するドライバー
  - ※ ③は65才となった日から1年以内に受診
- 乗務員証の寸法は、縦3.6cm、横2.4cmとします。
- 乗務員証本体の寸法は、縦10cm以上、横14cm以上とします。
- 乗務員証本体の材質は問いませんが、破損しにくいもので、下地の色は白色、文字は黒色とします。
- 旅客自動車運送事業者は、当該有償運送許可に係る、訪問介護員等の自家用自動車（白ナンバー）の数についても、報告規則に基づく「輸送実績報告書」の提出の際に、併せて記入することとなります。

なお、「輸送実績報告書」の提出期限は、毎年5月31日までです。

  - ※ 「輸送実績報告書」中の事業概況欄において、事業用自動車の数を記入することとなっていますので、事業用自動車の数に加え、訪問介護員等の自家用自動車（白ナンバー）の数をカッコ書で記入します。

例 事業用自動車の数 1両  
訪問介護員等の自家用自動車の数 2両 ) ⇒ 3 (2)
- 運行管理者の選任が必要となる場合は下記のとおりです。
  - ・事業用自動車（青ナンバー）と有償運送許可車両（白ナンバー）を合算した数字が5両以上となる場合
  - ※ 該当する場合、平成21年9月30日までに運行管理者を選任しなければなりません。なお、運行管理者の要件の詳細については、今後追って示されます。

以上ご不明な点については、札幌運輸支局（輸送）担当へお尋ね下さい。

電話011-731-7167

事業者番号		限定
-------	--	----

北海道運輸局札幌運輸支局

一般乗用旅客自動車運送事業(限定)輸送実績報告書( 年度)

あて

住 所  
 事業者名  
 代表者名  
 (役職名及び氏名)  
 電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

	管轄区域内	全国
資本金(基金)の額(千円)		
兼営事業		
事業用自動車数(両)		
従業員数	( )	( )

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全国
走行キロ(キロメートル)		
運送回数(回)		
輸送人員(人)		
営業収入(千円)		

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

- 備考
- 1 兼営事業については、主な兼営事業の名称を記載すること。
  - 2 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
  - 3 従業員数の欄の( )には、運転者数を記載すること。
  - 4 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
  - 5 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。